

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		居住安定援助計画の認定の取消し	
根拠条例・規則等名		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	
条 項		第 5 6 条第 1 項各号及び第 2 項各号	
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 （電話：048-829-1520）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は、法第 5 6 条第 1 項各号及び第 2 項各号の定めによる。	
	設定等年月日	令和 7 年 1 0 月 1 日設定 年 月 日最終改正	
備 考			